

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	英語教育の部外委託（外国人講師）		防北飛LPS-X00006	
			承認	令和 6年 1月24日
			作成	令和 6年 1月12日
			改正	令和 年 月 日
			作成部 隊等名	第12飛行教育団 飛行教育群

分類番号：E-10-124

作成年度：2023年度

保存期間：5年

枚数：10枚

保存期間満了時期：2029. 3. 31

開示判断：開示

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊第12飛行教育団（以下「12教団」という。）飛行教育群（以下「飛教群」という。）における英語教育の部外委託（外国人講師）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

- a) 課程学生とは、飛行準備課程学生及び初級操縦課程学生のことをいう。
- b) 講師とは、当該契約に基づき指定された期間及び場所において、課程学生に対して教育を実施する者をいう。
- c) 1時限を50分とし、平日の8時～17時の実施を基準とする。

1.3 関連規則

契約相手方は、教育を実施するにあたり、下記に示す関連規則の適用を受けるものとし、契約期間中に当該規則の改正があった場合は、最新の内容の適用を受けるものとする。

- a) 部外者等入門取扱規則（平成18年防府北基地達第3号）、同一部改正防府北基地達第2号（21.3.24）、同一部改正防府北基地達第9号（22.12.14）、及び同一部改正防府北基地達第4号（25.7.8）、同一部改正防府北基地達第1号（令和元年7月23日）、同一部改正防府北基地達第2号（令和元年7月23日）、同一部改正防府北基地達第5号（令和2年12月22日）及び同一部改正防府北基地達第2号（令和5年3月16日）
- b) 防府北基地私有車両等運行規則防府北基地達（平成17年防府北基地達第5号）、同改正防府北基地達第3号（令和4年4月27日）
- c) 飛行準備課程教育細部実施基準の試行について（通達）（12教団教第104号（令和3年3月12日））
- d) 初級操縦（T-7）課程教育細部実施基準について（通達）（12教団教第260号（23.5.12））及び初級操縦（T-7）課程教育細部実施基準の一部変更について（通達）（12教団教第532号（令和3年11月18日））

2 役務に関する要求

2.1 教育の対象

契約相手方は、課程学生に対して教育を実施する。

2.2 教育実施日時

別表第1に示す教育実施予定表及び別に示す月間予定表を基準に教育を実施する。ただし、訓練日程等の都合により、予定が変更される場合がある。

2.3 教育実施場所

山口県防府市大字田島無番地 1 2 教団飛教群とする。

2.4 教育実施内容

別表第2に示す内容を基準とする。ただし、契約相手方は、官側によるカリキュラムの変更等により教育内容に変更が生じた場合は、これに応ずるものとする。

2.5 講師の資格

講師は次の要件を満たす者とし、官側が指定する監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の確認を受けるものとする。

- a) 大学卒業以上の学歴を有し、英会話教育に精通していること。
- b) 英語を母国語としていること。
- c) 有効な日本在留資格を保有していること。
- d) a) 及び b) と同等の能力及び資格を有すると認められる者。

2.6 講師の事前確認

契約相手方は、教育の実施に先立ち、次に示す事項を含む講師の名簿を作成し、監督官等の確認を受けるものとする。

また、名簿登録外の新たな講師を配置する場合には、同様の手続きをとるものとする。

- a) 氏名
- b) 生年月日
- c) 国籍
- d) 学歴及び職歴
- e) 所属（勤務先）
- f) 在留カード（写）

2.7 講師名の通知

契約相手方は、毎月最初の教育実施予定日の1週間前までに、担当する講師名を監督官等へ文書で通知すること。

また、通知後に講師を変更する場合は、速やかにその旨を連絡すること。

2.8 講師の配置

- a) 官側は、講師の配置を依頼する日時を原則として10日前までに契約相手方に通知するものとする。
- b) 契約相手方は、指定の日時に講師を配置し、教育を実施させるものとする。
また、本教育の実施にあたっては、可能な限り多くの講師を交代で配置するよう努めるものとする。
- c) 契約相手方は、官側から同一日時に複数コースの教育を依頼された場合には、2.6項の事前確認を受けた必要人数の講師を配置するものとする。

2.9 講師の変更等

a) 講師の変更

監督官等が当該教育の円滑な実施に支障があると認めた場合、官と契約相手方が協議のうえ、2.6項の事前確認を受けた他の講師に変更することができるものとする。

b) 講師の交代

契約相手方の事由により講師を交代させる必要が生じた場合、2.6項の事前確認を受けた後に交代させるものとする。

c) 講師の代理

講師が急病等の場合、契約相手方は代理の講師を差し出し、速やかに2.6項に準ずる確認手続きを行うものとする。

2.10 使用教材等

a) 教育に使用する資料及び教材(以下「教材等」とする。)は、原則として契約相手方が準備するものとする。

b) 監督官は、必要に応じて教材等の確認を行うものとする。

3 実施上の注意事項

契約相手方は、教育実施に際して問題点等があれば、速やかに監督官に報告するものとする。

また、教育内容について改善点等があれば、監督官に提案する等、良好な教育成果を得られるよう努めるものとする。

4 指示

4.1 監督・検査実施要領

a) 監督実施要領

監督官は、本契約に係る仕様書及び関係規則に基づき教育内容等並びに教育実施状況について確認するものとする。

b) 検査実施要領

検査官は、本契約に係る給付の完了を、次号に定める教育実施報告書に基づき検査するものとする。

4.2 教育実施報告書の提出

契約相手方は、毎回の教育終了後、速やかに教育実施報告書(別紙様式)を作成し、監督官の確認を得た後、検査官に提出するものとする。

4.3 官側の便宜供与

契約相手方は、教育の実施に関し、監督官と調整して可能な範囲で次の事項に

についての便宜供与を無償で受けることができる。

- a) 飛教群内の教場並びに教場内の備品及び消耗品の使用
- b) 契約相手方が教材等を貸与した場合の飛教群内における保管（ただし、官側は保管する教材等の紛失及び汚損の責任を一切負わない。）
- c) その他、監督官が必要と認めた事項

4.4 施設への立ち入り

契約相手方は、12教団内の教育関連施設等への立ち入りについて、前述の部外者等入門取扱規則に従うものとする。

4.5 情報保証

- a) 契約相手方は、官側のパソコン及び可搬記憶媒体（以下「パソコン等」という。）を使用してはならないこととする。
また、契約相手方のパソコン等を、官側のパソコン等に接続してはならないこととする。
- b) 官側は、契約相手方が持ち込むパソコン等の紛失及び破損等については、官側に過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

4.6 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は、この役務の履行にあたって課程学生の個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」の規定及び関係法令に従い実施するものとし、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約相手方は、自己の責めに帰すべき場合か否かに関わらず、本業務で取り扱う個人情報について、漏えい又は目的外の使用等を発見したときは、直ちに官側にその内容を報告し、具体的な対応について官側と協議するものとする。
当該協議前に適宜の応急措置をとる必要がある場合には、当該措置後直ちに官側に漏えい等の内容及び処置について報告し、対応を協議するものとする。

5 その他

その他本仕様書に定めのない事項については、契約相手方と官側の間で協議を行うものとする。

令和6年度 教育実施予定表

コース名	6年						7年						年間授業時間 (時限)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
飛行準備課程	25-B	→											370 (予定)
	25-D	→				→							
	25-E	→			→		→						
	25-F	→						→					
	25-G	→						→					
	26-B									→			
	26-C									→			
	26-D											→	
	26-E											→	
	26-F											→	
	26-G											→	
初級操縦課程	→												

- 1 教育時間は1回2時限を基準とする。
- 2 学生数は、飛行準備課程1コースあたり17名程度、初級操縦課程は9名程度。
- 3 訓練等の都合により、予定を変更することがある。

英語教育の部外委託教育内容（基準）

教育内容（下記の話題に関する英会話練習）	教育時間
1 挨拶 （1）挨拶と身振り （2）親密度と挨拶 （3）状況別の挨拶	10時限
2 名前と住所 （1）姓、名、ニックネームの使い分け （2）子供の名づけ方 （3）手紙の宛名	10時限
3 住居 （1）一戸建てと集合住宅 （2）家具と家電製品 （3）理想の住居	10時限
4 食料品の購入 （1）食料品の価格 （2）買い物の場所 （3）海外での買い物	10時限
5 家族 （1）家族の形態 （2）核家族と大家族 （3）離婚問題	10時限
6 パーソナルスペース （1）満員電車について （2）エレベータの中 （3）親密度と距離の関係	10時限
7 身振りと習慣 （1）各文化別の身振りの違い （2）握手、抱擁、キス （3）ボディランゲージ	10時限
8 服装 （1）性別と服装 （2）年齢と服装 （3）文化、気候と服装	10時限
9 受け答え （1）ほめ言葉と失礼な言葉 （2）謝罪の言い回し （3）沈黙の意味	10時限

教育内容（下記の話題に関する英会話練習）	教育時間
10 休養 (1) 休日の過ごし方 (2) 平日と週末 (3) 夏の余暇と冬の余暇	10時限
11 交友関係 (1) 友人の種類 (2) あなたの友人 (3) 交友の際に注意する点	10時限
12 食べ物と飲み物 (1) 食べ物の好み (2) 宗教・文化との関係 (3) 食事の時間と時限数	10時限
13 教師と生徒 (1) 教師と生徒の親密度 (2) 理想の教師 (3) 授業の形態、教育方法	10時限
14 贈り物 (1) 贈り物に適するもの (2) 贈り物をする機会 (3) もらって嬉しい贈り物	10時限
15 苦情の申し出 (1) 買い物にて (2) ホテルにて (3) レストランにて	10時限
16 休暇旅行 (1) あなたの行きたい場所（日本） (2) あなたの行きたい場所（海外） (3) 休暇の過ごし方	10時限
17 ショッピング (1) ショッピングモール (2) どこで何をかうか (3) バーゲンセール	10時限
18 冠婚葬祭 (1) 日本と海外の比較 (2) 誕生日の祝い方 (3) 結婚記念日等	10時限
19 仕事 (1) 各職業に求められる資質 (2) 各職業の利点と欠点 (3) 職業選択の基準	10時限

教育内容（下記の話題に関する英会話練習）	教育時間
20 結婚式 （１）日本と海外の結婚式 （２）あなたの理想の結婚式 （３）結婚式の基本的流れ	10 時限
21 文化と価値観 （１）宗教と価値観 （２）個人主義について （３）あなたが重視する価値は	10 時限
22 体面、面目について （１）各文化による相違 （２）メンツを失う、メンツを保つ （３）あなた自身の経験	10 時限
23 世界の人々 （１）国民性とは （２）日本人はどう見られているか （３）個人差と国民性	10 時限
24 会合と交渉 （１）会合と交渉の手順 （２）電話によるビジネス （３）名刺の使い方	10 時限
25 祝日と祭礼 （１）日本と海外の祝祭 （２）宗教と祝祭 （３）祝祭と料理	10 時限
26 男性と女性 （１）性別と職業 （２）性別と役割分担 （３）男子と女子の育て方	10 時限
27 テーブルマナー （１）日本と海外のテーブルマナー （２）マナー違反あれこれ （３）食事中の会話	10 時限
28 教官所定 学生の素養に応じた英会話能力向上に寄与する項目とする。	100 時限
合 計	370 時限

※本教育においては、本表に示す教育内容を基準とした英会話の演練を通じ、将来操縦者として勤務する上で必要な英会話能力の基礎を課程学生に修得させることを主眼とする。

教育実施報告書 LESSON REPORT

実施年月日 Date	
実施時間 Hours	—
講師名 Instructor's Name	
課程名 Course	—
使用教材 Material	
教育内容 Lesson Contents	